

平成22年8月24日

各 位

会社名 アトムリビントック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高橋 良一
 (JASDAQ・コード3426)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役経理部長 吉倉 良治
 電話 03-3876-0600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年8月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年9月28日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、第56期（平成22年6月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会および会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役 (監査役の設置)	第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)
第28条 当社は、監査役を置く。 (員数)	第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (員数)
第29条 当社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。 (新 設)	第29条 当社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。 (常勤の監査役)
(新 設)	第32条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u> (監査役会の招集通知)
(新 設)	第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法)
(新 設)	第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録)
(新 設)	第35条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は法令の定めるところによる。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取締役会決議	平成22年8月24日
株主総会開催日	平成22年9月28日
効力発生日	平成22年9月28日

以 上